独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社カワタ	コード	6292
提出日	2024/6/5	異動（予定）日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて新たに佐々木清一氏及び玉置繁之氏が監査等委員である取締役（社外取締役）に選任され、さらに同氏を独立役員に指定するため。		

☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田端久和	社外取締役	○							△			△					有
2	佐々木清一	社外取締役	○								△						新任	有
3	玉置繁之	社外取締役	○								△						新任	有
4																		
5																		

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	田端久和氏は、当社の主要取引銀行であり、当社の株主でもある（株）三菱UFJ銀行の出身であり、同行よりの借入金額（2024年3月31日現在）は1,930百万円です。同氏は、2014年５月からは三菱UFJ国際投信（株）、2017年６月からは三菱UFJフィナンシャル・グループ企業である（株）丸の内よろず、2018年６月から2023年６月までは（株）ジャルカードにて勤務しておりました。三菱UFJ国際投信（株）、（株）丸の内よろず及び（株）ジャルカードと当社との間に取引関係はありません。	田端久和氏は、銀行及び一般企業において経営管理、企業監査に関する業務に携わり、幅広い知見と見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の経営全般に対する監督・チェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に繋がると判断し、社外取締役に選任しております。 （株）三菱UFJ銀行は当社の主要取引銀行の一つではありますが、当社の同行からの借入金における残高割合が40%を割っていることから、影響力は高くありません。また、同氏が銀行業務を離れて2024年６月時点で10年以上経過しているため、銀行からの影響力はなく、実質的に独立性を有していると判断しております。 これらのことから、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の独立役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。
2	佐々木清一氏は、過去に弁護士法人淀屋橋・山上合同に入所し、パートナーに就任しておりました。同法人と当社は法律顧問契約を締結しております。同氏は、同法人を2016年３月に退所しており、同年４月には梅田中央法律事務所を開設し、同所の代表弁護士として現在に至ります。なお、梅田中央法律事務所と当社との間に取引関係はありません。	佐々木清一氏は、2004年10月に弁護士法人に入所し、2016年４月には法律事務所を設立し代表弁護士として弁護士業務に携わってきた知識や経験から、法律の専門的知識や経験等を有しております。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家として、経営から独立し中立的で公正な意見、監督及び助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。 弁護士法人淀屋橋・山上合同とは当社は法律顧問契約を締結しておりますが、同氏が退所してから2024年６月時点で８年以上経過しているため、同法人からの影響力はなく、実質的に独立性を有していると判断しております。また、梅田中央法律事務所と当社との間には取引関係はありません。 これらのことから、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の独立役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。
3	玉置繁之氏は、過去に新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）に入所しておりました。同法人は当社の会計監査人であります。同氏は、同法人を2013年３月に退所しており、2014年７月には（株）プロキューブジャパンに入社し、かつ、あおぞら監査法人の代表社員に就任しております。2019年２月には玉置公認会計士事務所に入所し、現在に至ります。なお、（株）プロキューブジャパン、あおぞら監査法人及び玉置公認会計士事務所と当社との間にはいずれも取引関係はありません。	玉置繁之氏は、2009年４月に監査法人に入所し、2014年７月には監査法人の代表社員に就任し、公認会計士業務に携わってきた知識や経験から、財務、会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、財務・会計の専門家として、経営から独立し中立的で公正な意見、監督及び助言いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）は当社の会計監査人でありますが、同氏が退所してから2024年６月時点で10年以上経過しているため、同法人からの影響力はなく、実質的に独立性を有していると判断しております。また、（株）プロキューブジャパン及びあおぞら監査法人及び玉置公認会計士事務所と当社との間にはいずれも取引関係はありません。 これらのことから、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、当社の独立役員として適任であると判断し、独立役員に指定しております。
4		
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。